

肝付町福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、社会情勢の影響により食材費の高騰の影響を受けながらも、福祉サービスの安定的な提供を継続している介護サービス事業所、介護保険施設並びに障がい福祉サービス事業所(以下「介護サービス事業所等」という。)を支援するため、予算の範囲内において肝付町福祉施設等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その支援金の交付については、肝付町補助金等交付規則(平成17年肝付町規則第26号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付対象)

第2条 支援金の交付対象は、介護サービス事業所等を運営する法人のうち、鹿児島県知事又は肝付町長の指定を受けた別表に定める事業所を町内に有する者(以下「事業所等」という。)とする。

2 前項に掲げるもののほか、交付が適当であると町長が認めるものとする。

(支援金の額及び交付要件)

第3条 支援金の交付額及び交付要件は、別表に定めるとおりとする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者等は、肝付町福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて町長が別に定める日までに町へ提出するものとする。

(支援金の交付決定等の通知)

第5条 町長は、第4条に定める申請手続き書類を受理した場合は審査を行い、適切と判断した場合は支援金の交付を決定し、事業所に対してその旨を肝付町福祉施設等物価高騰対策支援金交付決定及び交付確定通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。

(支援金の額の確定)

第6条 支援金の額の確定は、第5条に規定する支援金の交付決定及び交付確定通知書をもってこれに代えるものとする。

(支援金の交付)

第7条 この支援金は、前条に規定する支援金額の確定後、第1号様式により交付するものとする。

(支援金の交付決定の取消し等)

第8条 町長は、支援金を交付した場合において、事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すものとする。

(1)申請の取り下げがあった場合

(2)虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合

(3)前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事由が生じたとき場合

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第2条、第3条関係)

区分	交付対象	交付額	交付要件
介護	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活、(看護)小規模多機能型居宅介護、養護老人ホーム	入所・入居施設等に係る食材費高騰支援 入所者1人あたり年間 21,000 円	令和7年7月1日時点において、左に掲げる施設を設置し、当該施設において介護保険サービス等の提供を行っていること。
	(地域密着型)通所介護、(看護)小規模多機能型居宅介護、通所リハビリテーション、配食見守りサービス	通所系施設等に係る食材費高騰支援 1食あたり25 円	
障がい	共同生活援助、短期入所	入所・入居施設等に係る食材費高騰支援 入所者1人あたり年間 16,000 円 (短期入所 12,000 円)	令和7年7月1日時点において、左に掲げる施設を設置し、当該施設において障害福祉サービス等の提供を行っていること。
	生活介護、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス	通所系施設等に係る食材費高騰支援 1食あたり25 円	

■介護予防・日常生活支援総合事業を含む。